

別表

	減免事由	適用範囲	減免割合	申請
1	災害減免	保険料減免期間中（減免未実施の場合は減免相当期間中）の延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要
2	所得減少減免	保険料減免期間中（減免未実施の場合は減免相当期間中）の延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要
3	徴収猶予の措置を受けたことによる減免	徴収猶予をした保険料に係る延滞金について、当該猶予した期間に相当する金額	100%	不要
4	滞納処分の停止がされたことによる減免	滞納処分の停止をした保険料に係る延滞金について、当該停止期間に相当する金額	100%	不要
5	換価の猶予の措置を受けたことによる減免	【猶予特例基準割合 ^{※1} が年7.3%未満】 換価の猶予をした保険料に係る延滞金について、当該猶予期間に相当する金額	※2	不要
		ア 【猶予特例基準割合 ^{※1} が年7.3%以上】 換価の猶予をした保険料に係る延滞金について、当該猶予期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る。）に相当する金額	50%	不要
		イ 換価の猶予をした保険料に係る延滞金（（5）アの免除に係る部分を除く。）について、当該猶予した期間（当該保険料を当該期間内に納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がなくなった日までの期間を含む。）に相当する金額	納付困難と認める額	要
6	給付制限減免	保険料減免期間中（減免未実施の場合は減免相当期間中）の延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要
7	生活困窮者減免	保険料減免期間中（減免未実施の場合は減免相当期間中）の延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要
8	生活保護受給及び境界層措置減免	生活保護受給又は境界層措置期間中の延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要

9	介護保険料賦課処分不服審査請求等による減免	延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料のうち審査請求等に係る保険料に対する延滞金（但し更正減額の決定を受けたものに限る）	100%	要
10	滞納処分等による減免	処分等を受けた日以前に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要
11	所在不明等による減免	介護保険料決定通知書の送達を知った日以前に納期限の到来している当該決定通知書の保険料に対する延滞金	100%	要
12	他制度による減免	他の制度による納付金減免期間中（期間の定めのない場合は減免実施年度中）の延滞金減免申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	100%	要
13	その他やむを得ない理由による減免	申請時に納期限の到来している保険料に対する延滞金	納付困難と認める額	要

- ※1 免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）
- ※2 当該延滞金の割合が猶予特例基準割合（猶予特例基準割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合には、年0.1パーセントの割合とする。）であるとした場合における当該延滞金の額を超える部分の金額